

東京都市計画公園の変更について(中野区決定)

～ 本町五丁目公園の追加 ～

1. 変更概要

中野区本町五丁目地内に都市計画公園(近隣公園・面積約1.2ha)を追加する。

2. 都市計画の案…………… 2～5頁参照

- 都市計画公園の種別 近隣公園
- 都市計画公園の名称 第3・3・115号本町五丁目公園
- 都市計画公園の位置 中野区本町五丁目地内
- 都市計画公園の面積 約1.2ha

3. これまでの経過と今後の予定

平成21年

- 9月2日 都市計画審議会報告
- 10月26日 都市計画素案説明会(鍋横地域センター)
- 11月12日 都市計画案の決定
- 11月24日 都市計画審議会報告
- 11月25日 都知事同意
- 12月7日 都市計画案の公告・縦覧及び意見収集
- ～ 図書縦覧者…………… 3名
- 21日 意見書の提出…………… なし

平成22年

- 2月9日 都市計画審議会へ諮問
- 2月中旬 都市計画決定(告示)予定

東京都市計画公園の変更（中野区決定）

東京都市計画公園に第3・3・115号本町五丁目公園を次のように追加する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
近隣公園	第3・3・115号	本町五丁目公園	中野区本町五丁目地内	約1.2ha	園路広場、修景施設、休養施設 便益施設、管理施設、災害応急 対策施設

「区域は計画図表示のとおり」

理由 都市計画公園の配置、利用を検討の結果、防災機能の向上、景観の保全及び利用の増進を図るため、上記のとおり、公園を追加する。

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 第3・3・115号本町五丁目公園

2 理由

本町五丁目公園は、「中野区都市計画マスタープラン」(平成21年4月改定)の全体構想において挙げられた「安全・安心の都市づくり」「地球環境と共生する都市づくり」という都市整備の基本方針の中で、大規模跡地を活用した防災機能を有するオープンスペースとして整備し、併せてみどりの保全、育成を図ることとしている。また、地域別構想では、本公園を周辺の市街地環境改善へ活用しながらまちづくりをすすめるための核として位置づけている。

一方、「中野区みどりの基本計画」(平成21年8月改定)では、規模の大きな公園が一部の地域に多く、地域により公園の配置に隔たりがある現状を踏まえ、都市の基盤となるまとまりのあるみどりをつくることを基本方針とし、本公園の新設整備を進めるとしている。また、地域別緑化推進の方針では、中南部地域は小規模な公園が多く、拠点となる公園がないことから、本公園を既存のみどりとのネットワークを形成する拠点と位置づけている。

本公園は、西側は都市計画道路補助26号線中野通りに接しており、南側は都市計画河川神田川が流れていることから、環境軸と神田川景観基本軸の形成に資する公園であるとともに、防災面での課題を抱えている本町地域の重要な防災拠点となる公園である。

このため、地域の防災機能の向上、景観の保全及びレクリエーション機能の創出を図るため、中野区本町五丁目地内の、大規模跡地約1.2ヘクタールの区域について、東京都市計画第3・3・115号本町五丁目公園を追加する都市計画変更を行う。

